



老人愛の牛乳給食サービス事業



牛乳給食サービス事業の目的

満70歳以上の一人暮らしの高齢者に対して、安否の確認のために牛乳等の給食を行い、地域における安心した暮らしづくりを推進します。

対象者は・・・

満70歳以上の一人暮らしの高齢者のうち給食を希望する方又は会長が特に認めた方
＜対象にならない方＞

- ・吉見町在宅高齢者等配食サービス事業をご利用の方
- ・希望する方の子又は孫が町内で家庭を持っている場合



実施内容は・・・

町内の牛乳給食に理解のある業者（委託契約による）から、牛乳給食（牛乳・ヤクルト・ヨーグルト）を週2本配達します。

エリア	配達日
根古屋・八反田・流川方面	火・金
田甲・前山・長谷・六ノ谷方面	月・木
東一地区・西地区（久米田一部・和名・御所・黒岩・御所団地・ひばりヶ丘・松ノ平・たつみ平）方面	月・木
東二地区・南地区・西地区（久米田一部）方面	火・金
西地区（新吉見・さくら台・山ノ下）・北地区（中曽根）方面	月・金
北地区（中曽根以外）・西地区（天王山・湖畔・日向山・南吉見・学校前・みどりヶ丘）方面	火・土

利用方法は・・・

- ①利用を希望する方は、担当地区の民生委員に相談します。
- ②「吉見町老人愛の牛乳給食サービス申請書」に必要事項を記入し、民生委員を通じて社会福祉協議会に申込みをします。
- ③社会福祉協議会は審査のうえ給食の可否を決定します。
- ④業者（委託契約による）から利用者に対し、配達日、配達方法、開始日等の連絡及び確認を行います。

利用上の注意について

- 不在になる場合（外泊、旅行、入院等）は、必ず担当地区の民生委員または社会福祉協議会に連絡してください
※給食時に安否確認がとれなかった場合には、申請書の緊急連絡先に確認させていただきます。
- 再開される場合は、速やかに担当地区の民生委員または社会福祉協議会に連絡してください。

【問い合わせ先】 社会福祉法人 吉見町社会福祉協議会
（電話）54-5228 （Fax）54-6905